

新	旧	主な改正趣旨
<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外渡航支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月1日 決裁 平成26年5月30日 一部改正 平成27年3月30日 一部改正 平成27年8月14日 一部改正 平成27年10月22日 一部改正 平成28年3月25日 一部改正 平成29年1月19日 一部改正 平成29年3月31日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和元年12月3日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 令和4年3月31日 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (海外渡航支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成26年4月1日 決裁 平成26年5月30日 一部改正 平成27年3月30日 一部改正 平成27年8月14日 一部改正 平成27年10月22日 一部改正 平成28年3月25日 一部改正 平成29年1月19日 一部改正 平成29年3月31日 一部改正 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和元年12月3日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正</p>	
<p>(通則) <b>第1条</b> 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、海外渡航支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p>	<p>(通則) <b>第1条</b> 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、海外渡航支援に対する補助金の交付については、<u>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</u>(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p>	<p>文言の省略が可能であるため省く。</p>

<p>第 2 条 略</p>	<p>第 2 条 略</p>	
<p>(実施期間)</p> <p>第 3 条 実施期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 通常申請 原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。</p> <p>(2) 複数回分の渡航予定を一括した枠として申請（以下「渡航一括申請」という。） 原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 10 月 31 日までとする。</p>	<p>(実施期間)</p> <p>第 3 条 実施期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 通常申請 原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 2 月末日までとする。<u>ただし、県が主催する事業に参加する場合は、3 月 7 日までとする。</u></p> <p>(2) 複数回分の渡航予定を一括した枠として申請（以下「渡航一括申請」という。） 原則、当該会計年度の 4 月 1 日から 10 月 31 日までとする。</p>	<p>但し書きの日付に根拠が無いため削除する。</p>
<p>(補助対象経費)</p> <p>第 4 条 交付要綱別表 2 二海外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 航空運賃 (2) 燃油サーチャージ (3) 航空保険特別料金 (4) 空港税 (5) 海外での宿泊料 (6) 航空券または宿泊に係る手配手数料 (7) 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び保険料金（LCC を活用した場合）</p> <p>2 交付要綱別表 2 一海外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は</p>	<p>(補助対象経費)</p> <p>第 4 条 交付要綱別表 2 二海外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定する補助対象経費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 航空運賃 (2) 燃油サーチャージ (3) 航空保険特別料金 (4) 空港税 (5) 海外での宿泊料 (6) 航空券または宿泊に係る手配手数料 (7) 通常の航空運賃に含まれるべき座席指定料金及び保険料金（LCC を活用した場合）</p> <p>2 交付要綱別表 2 一海外渡航支援の項の補助対象経費の欄に規定するその他知事が必要と認める経費は</p>	

<p>費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 沖縄県内離島を拠点とする事業者が、沖縄本島を經由して海外渡航する際における、次に掲げる経費</p> <p>ア 本島と離島間の航空賃または船舶運賃の半額を上限とする</p> <p>イ 乗継時間の関係等やむを得ない事情で必要となる国内宿泊料（一泊あたり税込9,800円の<u>2分の1以内</u>を補助上限とする。<u>ただし、実費が9,800円より低い場合は、実費の2分の1以内とする。</u>）</p> <p>(2) 日本本土又は海外を經由して渡航する際における、次に掲げる経費（一泊あたり税込9,800円の<u>2分の1以内</u>を補助上限とする。<u>ただし、実費が9,800円より低い場合は、実費の2分の1以内とする。</u>）</p> <p>ア 経済的に合理性が認められる場合における日本本土又は海外における宿泊料</p> <p>イ 乗継時間の関係でやむを得ない場合に必要となる日本本土又は海外における宿泊料</p>	<p>次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 沖縄県内離島を拠点とする事業者が、沖縄本島を經由して海外渡航する際における、次に掲げる経費</p> <p>ア 本島と離島間の航空賃または船舶運賃の半額を上限とする</p> <p>イ 乗継時間の関係等やむを得ない事情で必要となる国内宿泊料（一泊あたり税込9,800円の<u>半額</u>を補助上限とする。）</p> <p>(2) 日本本土又は海外を經由して渡航する際における、次に掲げる経費（一泊あたり税込9,800円の<u>半額</u>を補助上限とする。）</p> <p>ア 経済的に合理性が認められる場合における日本本土又は海外における宿泊料</p> <p>イ 乗継時間の関係でやむを得ない場合に必要となる日本本土又は海外における宿泊料</p>	<p>交付要綱の補助上限の表現に統一するとともに実費が低いケースについて定める。</p>
<p>（補助対象外経費）</p> <p><b>第5条</b> 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</p> <p>2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p> <p>3 <u>国際観光旅客税</u>については、補助対象外とする。</p>	<p>（補助対象外経費）</p> <p><b>第5条</b> 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</p> <p>2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p> <p>3 <u>出国税</u>については、補助対象外とする。</p>	<p>税の名称が通称となっていたので、正式名称に変更する。</p>

る。

#### 4 略

(交付の申請)

**第6条** 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。なお、30万円を上限として複数回分の渡航予定を一括した枠として申請することができる。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 履歴事項全部証明書(写し可)

イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

エ 誓約書・確認書(別紙1-1)

オ 年間計画書(別紙1-2)

(2) 略

2から4 略

5 交付要綱別表1-海外渡航支援要件のなお書きに該当する場合の事業期間は30日以内であることとし、それ以上の事業期間はいかなる場合も認めない。なお、この場合の出発地及び到着地を沖縄県とする。

6 収支計算書内訳においては、積算した補助金基礎額計から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

#### 4 略

(交付の申請)

**第6条** 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。なお、30万円を上限として複数回分の渡航予定を一括した枠として申請することができる。

(1) 初回申請時のみ必要となるもの

ア 申請者の履歴事項全部証明書(写し可)

イ 県税納税証明書(法人事業税又は個人事業税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

ウ 国税納税証明書(法人税と消費税及地方消費税又は申告所得税の直近1年分の未納がないことを証明するもの)

エ 誓約書・確認書(別紙1-1)

オ 年間計画書(別紙1-2)

(2) 略

2から4 略

5 交付要綱別表1-海外渡航支援要件のなお書きに該当する場合の事業期間は30日以内であることとし、それ以上の事業期間はいかなる場合も認めない。なお、この場合の出発地及び到着地を沖縄県とする。

6 収支計算書においては、積算した補助対象額から消費税相当額を一括して差し引いた後、千円未満の端数を切り捨てて申請する。

削除する。

様式記載の名称に  
合わせ改正

第7条から第9条 略

第7条から第9条 略